

校庭夜間照明設備利用要領

1. 目的

この要領は、夜間照明設備のある校庭の夜間開放を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 開放施設及び時間

(1) 開放施設

- 北大和小学校、大和小学校、渋谷中学校

(2) 開放時間

- 午後7時から午後9時（原則2時間単位）

3. 使用施設の管理形態（方法）

(1) 北大和小学校・大和小学校

- 管理指導員の配置はなく、利用団体により管理します。

(2) 渋谷中学校

- 委託業者（シルバー人材センター）の管理人により管理します。

4. 利用者登録の申請等

(1) 利用者登録

利用の申し込みを行う場合には、通常の体育館、校庭の利用者登録の申請とは別に「学校開放利用者登録申請書（校庭夜間開放用）」による申請が必要です。

利用者登録は、10人以上の者で、構成員における市内に在住、在学、又は在勤する割合が2分の1以上の要件を満たした以下①～⑤の団体であることが条件です。団体として組織されていない個人での使用はできません。

- ① 社会教育関係団体（社会教育法第10条に該当する団体）
- ② 民間団体（事業所）
- ③ 公共団体または公共的団体
- ④ 社会福祉団体
- ⑤ その他、市教育委員会（スポーツ課）が認めた団体

(2) 申請手続き

スポーツ課へ「学校開放利用者登録申請書（校庭夜間開放用）」に「学校開放利用者登録団体構成員名簿」を添付し申請します。また、申請に際しては、代表者および使用責任者（ともに成人に限る）を選任する必要があります。登録を完了した日から使用申し込みが可能です。

(3) 登録の承認

スポーツ課は、提出された書類に基づき、利用者登録（団体）手続きを行い、利用者登録を承認したときは「学校開放利用者登録決定通知書（校庭夜間開放用）」により、申請者に通知します。

(4) 登録の変更・抹消

利用者登録の承認を受けた者（団体）は、登録事項に次のような変更が生じたとき、又は、校庭夜間開放を利用しないこととなったときは、速やかに「学校開放利用者登録申請書（校庭夜間開放用）」により、変更または抹消の申請をスポーツ課にしてください。

- ① 団体名、団体代表者や使用責任者が変わった場合（住所、連絡先の変更を含む）
- ② 団体構成員が変わった場合

(5) 利用者登録の有効期間

利用者登録の有効期間は、承認をした日から2年間となります。

更新を希望する場合には、有効期間満了の1ヶ月前までに、再度、「学校開放利用者登録申請書（校庭夜間開放用）」に「学校開放利用者登録団体構成員名簿（校庭夜間開放用）」を添付し、申請が必要です。

また、全額減免適用の利用者登録団体については、構成員数や学年確認のため、毎年1回「学校開放利用者登録申請書（校庭夜間開放用）」に「学校開放利用者登録団体構成員名簿（校庭夜間開放用）」を添えて提出が必要です。（年度初めにスポーツ課からご案内いたします。）

※登録承認後2年経過し、更新手続きがない場合、登録は自動的に抹消されます。

5. 講習会の受講

○ 利用者登録が完了し、学校施設の使用申請にあたっては、事前にスポーツ課が隨時実施する利用にあたっての講習会等の受講が必要です。

※ 講習会等は、学校ごとに内容が異なりますので、利用する学校別に受講が必要です。

6. 使用許可等

(1) 使用許可

学校施設を使用する者（団体）は、大和市教育委員会にて「学校開放施設使用申請（校庭夜間開放用）」（電話申し込み）により申請し、教育委員会の許可（使用許可）を受けなければなりません。

(2) 申請方法

使用日の前月1日（土・日・祝日の場合はその翌日）に、電話による申し込みを受け付けします。

午前8時30分から午後1時までの受付時間は、1団体につき2日分まで、午後1時から使用日の5日前までは、空き状況により予約日数に制限なく申し込みができます。

申込みの際は、登録番号、団体名、使用する学校名、使用日をお伝えください。

(大和市役所スポーツ課 046-260-5762)

(3) 使用承認

電話申し込みにより予約（申請）され、使用を承認した団体には、「学校開放施設使用決定通知書（校庭夜間開放用）」及び「納入通知（納付）書兼領収書」（全額減免団体は除く）を送付します。

(4) 当日の使用について

《北大和小・大和小》

- ① 使用日の当日までに、スポーツ課で施設の鍵を借り受けてください。
- ② 別に示す各学校の「学校開放（校庭夜間）利用マニュアル」（以下、「利用マニュアル」と言う。）に従い、開錠、照明設備操作等を行ってご利用ください。
- ③ 中学生以下の団体が使用する場合は、安全面に十分配慮し、使用責任者のほかに必ず1人以上の成人を配置してください。
- ④ 使用時間を厳守してください。（午後7時から午後9時）
- ⑤ 使用責任者は、施設使用後、「校庭夜間照明使用報告書」（B6版）に必要事項を記入し、「利用マニュアル」に従い提出してください。

《渋谷中》

- ① 使用日の当日は、「学校開放施設使用決定通知書（校庭夜間開放用）」を持参し、管理人から求めがあったときは提示してください。
- ② 別に示す渋谷中学校の「利用マニュアル」に従い、下和田の郷内の受付で鍵等を受け取ってご利用ください。
- ③ 中学生以下の団体が使用する場合は、安全面に十分配慮し、使用責任者のほかに必ず1人以上の成人を配置してください。
- ④ 使用時間を厳守してください。（午後7時から午後9時）
- ⑤ 使用責任者は、施設使用後、「校庭夜間照明使用報告書」（B6版）に必要事項を記入し、鍵とともに管理人へ提出してください。

(5) 使用予定の取り消し（キャンセル）等

《北大和小・大和小》

- ① 利用団体の都合により、使用予定の取り消し（キャンセル）をする場合は、事前にその理由もあわせて必ずスポーツ課（046-260-5762）へ連絡してください。
ただし、使用中止の決定が平日の夜間や土・日曜日等のスポーツ課業務時間外の場合は、その直後の業務日に連絡をしてください。
- ② 前日や当日の雨天等により、施設を使用することで校庭環境が悪化し、使用後の整備を行っても適正な状態に復することが困難と思われるときは、使用責任者の判断で使用を中止してください。

* 使用場所が学校施設であることを踏まえ、学校教育に支障がないよう十分配慮のうえ、現場の状況で慎重に判断してください。

③ 使用予定の取り消しの連絡を怠った場合や、無理な使用による校庭環境の悪化で学校教育に支障を及ぼした場合には、以後の使用をお断りする場合があります。

《渋谷中》

① 利用団体の都合により、使用予定の取り消し（キャンセル）をする場合は、事前にその理由もあわせて必ずスポーツ課（046-260-5762）まで連絡してください。また、平日の業務時間外又は、土・日曜日等でスポーツ課に連絡が取れない場合は、渋谷東地区学校開放事業実施委員会へ連絡してください。

② 前日や当日の雨天等により、施設を使用することで校庭環境が悪化し、使用後の整備を行っても適正な状態に復することが困難と思われるときは、使用責任者の判断で使用を中止してください。

* 使用場所が学校施設であることを踏まえ、学校教育に支障がないよう十分配慮のうえ、現場の状況で慎重に判断してください。

③ 使用予定の取り消しの連絡を怠った場合や、無理な使用による校庭環境の悪化で学校教育に支障を及ぼした場合には、以後の使用をお断りする場合があります。

(6) 使用許可等の取り消し

次のいずれかに該当する場合、利用者登録及び使用許可を取り消します。

① 虚偽の申請により利用者登録又は使用許可を受けたことが判明した場合

② 管理上必要な条件に違反した場合

③ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になると認めた場合

④ 条例、条例施行規則に違反した場合

⑤ 施設使用料を滞納している場合

⑥ 営利を目的とした活動の場合

⑦ その他教育委員会が管理上支障があると認めた場合

・政治（公職選挙法に基づく行為は除く）・宗教を目的とする行為

・公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがある行為

また、使用許可後であっても災害・学校行事・学校施設工事・公的行事等の都合により、急きょ使用を中止又は使用日を変更していただく場合がありますのでご承知ください。

(7) 使用にあたっての許可条件及び遵守事項

① 団体代表者及び使用責任者は、常に学校施設の善良な使用者としての責任を自覚し、次のことを遵守すること

・使用者の権利を他に譲渡しない

・使用の目的以外の目的で使用しない

・使用に際し、火気は使用しない原則として学校敷地内の駐車場は使用しない

・自動車を学校の周辺道路には駐車しない

- ・ 指定された門以外からの出入りはしない
 - ・ 許可された施設以外への出入りはしない
 - ・ 使用許可のない学校備品等は使用しない
 - ・ ごみ類（びん、かん類等）は、そのつど持ち帰る
 - ・ 小学校の校庭では、金属製スパイクを使用しない
 - ・ 使用後は整理、整頓、清掃、戸締り、整地、消灯（電源を切る事などを含む）、施錠をする
 - ・ 負傷の事故に対しては、使用団体の責任において適切な措置をとる
 - ・ 使用により施設、設備、器具等の破損が生じた場合は、使用団体が責任を持って速やかに原状に復する（利用団体の責によらない破損を除く）
 - ・ 学校関係職員に負担になること、迷惑になることは絶対にしない
 - ・ 緊急その他やむを得ない場合を除き、外部から学校へ電話をかけない
 - ・ 騒音、暴力等、他人に迷惑となる行為をしない
 - ・ ルールに基づきスポーツを行い、危険な行為はしない
- ② 渋谷中学校は、ドクターへリの臨時離着陸場に指定されています。使用中の団体は、救命活動の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。
- ③ 大和市立学校施設使用条例施行規則及び大和市立学校運動施設使用に関する要綱を遵守すること。
- ④ 地震、台風等による災害で、本市から避難生活施設として開設された学校については、直ちに使用を中止してください。
- ⑤ 大和市路上喫煙の防止に関する条例第6条に基づき、学校敷地内及びその周辺地域は、路上喫煙禁止区域であるため、使用者による喫煙は禁止です。
- ※以上の遵守事項に違反、若しくは管理指導員の注意が守られない場合は、以後の使用を中止、又は団体登録を取り消す場合があります。

7. 使用料

(1) 使用料

施設／使用時間	午後7時から午後9時まで	
校 庭	1時間につき 75円	(2時間 150円)
校庭夜間照明設備	30分につき350円	(2時間 1,400円)

(2) 使用料の減免

中学生以下が構成員の過半数を占める登録団体の使用料は、全額減免（無料）となります。

(3) 使用料の納付

学校開放施設（校庭夜間）の使用を承認した団体には、「学校開放施設使用決定通知書（校庭夜間開放用）」とあわせて「納入通知（納付）書兼領収書」を送付します。

使用日の5日前までに、金融機関（郵便局不可）又はスポーツ課で使用料をお支払いください。

※ 納入通知書がお手元に届いた以後のキャンセル等については、次の還付基準（要領6－（4））に該当であっても、使用料金は一旦納付が必要になります。還付基準に該当の場合は手続きに従って返金いたします。

(4) 使用料の還付基準

- ① 学校行事又は天候等、使用者の責任によらない理由により使用することができない場合
- ② 使用日の5日前までにスポーツ課又は地区学校開放事業実施委員会（以下「地区実施委員会」と言う。）へ使用の取り消しを申し出た場合（ただし、北大和小学校及び大和小学校においては、使用日の5日前にあたる日が、土・日曜日等のスポーツ課休業日の場合は、その直後の休業でない日までとします。）
- ③ ②を除き、使用日までにスポーツ課又は地区実施委員会へ使用の取り消しを申し出た場合で、スポーツ課が還付するに足りる正当な理由があると認めた場合（ただし、北大和小学校及び大和小学校における申し出の期限は、使用日の翌日までとし、使用日の翌日が土・日曜日等のスポーツ課休業日の場合は、その直後の休業でない日までとします。）

(5) 使用料の還付申請

前項の還付基準に該当があった場合は、スポーツ課から「学校開放施設使用料還付申請書」と「請求書」を団体代表者あてに送付しますので、必要事項を記入し、期限までにスポーツ課へ提出してください。（郵送可）

8. その他

(1) スポーツ傷害保険等の加入

使用団体は、スポーツ事故救済のため、スポーツ傷害保険等に加入してください。

(2) 使用に伴う自己負担

校庭夜間開放の用具以外の用具及び必要な消耗品は、自己負担してください。

平成19年 4月 1日 制 定	平成25年 4月 1日 一部改正
平成19年10月 1日 一部改正	平成26年 4月 1日 一部改正
平成20年 4月 1日 一部改正	平成29年 4月 1日 改 正
平成21年 4月 1日 一部改正	令和 2年 8月 1日 一部改正
平成22年 4月 1日 一部改正	令和 3年 4月 1日 一部改正
平成23年 4月 1日 一部改正	令和 4年 4月 1日 一部改正
平成24年 4月 1日 一部改正	令和 5年 4月 1日 一部改正